

## 鳥取県建設産業情報発信プラットフォーム構築業務仕様書

### 1 業務の名称

鳥取県建設産業情報発信プラットフォーム構築業務

### 2 業務の目的

鳥取県内の建設産業における担い手確保・育成は、産官学が連携して設立した「鳥取県建設分野担い手確保・育成連携協議会」（以下「協議会」という。）を中心に、幅広い取り組みを進めてきた。具体的には、専門高校生や大学生向けの実践的技術演習や仕事説明会を通じた入職意欲の向上、若年層（小学生・中学生）を対象とした現場見学会による魅力発信、さらに県外で開催される移住・定住フェアでの就職相談の実施など、多角的な活動を展開している。

これらの活動の場面では、建設産業の全体像やキャリアパス、働き方の変化、最新情報などを、分かりやすくビジュアルにまとめて提示できる広報ツールの不足が課題となっている。

この課題を解決し、県内外から多様な人材を県内の建設産業へと誘引するため、建設産業の魅力を効果的に発信し、イメージアップを図る情報発信プラットフォーム（以下「本サイト」という。）を構築することを目的とする。

### 3 業務期間

本業務の期間は、契約締結日から令和9年3月31日までとする。ただし、令和9年4月1日の本番運用開始（予定）に先立ち、企業情報紹介の掲載を希望する企業であってアカウントを付与された者（以下「企業ユーザー」という。）による事前登録を行うためのプレ稼働期間（令和9年1月1日から同年3月31日まで）を設けるものとし、これに必要な企業アカウント機能、企業編集コンテンツ登録機能等は令和8年12月31日までに構築し、鳥取県（以下「甲」という。）による動作確認を完了させること。

また、令和9年1月1日以降は企業ユーザーが情報を登録できる状態とするとともに、システム運用マニュアルのうち、企業ユーザー向けのマニュアル（暫定版）をあわせて作成、提供すること。

### 4 納入物

乙は、以下に掲げる納入物について、業務完了までに電磁的記録媒体により各1部提出すること。なお、電磁的記録媒体（DVD-Rまたは甲が指定する方法）により納入することとし、ドキュメント類についてはMicrosoft Office Word、ExcelまたはPDF（ファイル内の文字検索が可能なこと）等で作成するなど、甲がメンテナンス作業を容易に行えるよう考慮すること。

- (1) 実施計画書
- (2) ホームページ設計書
- (3) システム運用マニュアル
- (4) 試験計画書及び試験結果報告書
- (5) ウェブサイトコンテンツデータ（バナーデータも含む）
- (6) 議事録
- (7) 業務完了報告書

### 5 納入場所

鳥取県鳥取市東町一丁目220番地 鳥取県県土整備部技術企画課

### 6 協議

本業務を受託する事業者（以下「乙」という。）は、適宜、甲と進捗状況、事務処理等を確認する協議を行い、甲からの求めがあった場合、協議に応じなければならない。また、乙は打合せの都度、打合せの議事録を作成し、甲に提出するものとする。

### 7 業務内容

本業務の業務内容は、本サイトの設計・制作、サーバへのインストール、テスト、業務期間中における保守運用等、本サイトの構築に係る業務の一切を行うものとする。

#### (1) 基本方針

- ア 利用者が使いやすく、わかりやすい表現でページを作成し、目的とするページに容易にたどり着ける構成であること。
- イ ビジュアル等により利用者の興味を喚起するデザインとし、県内の建設産業の魅力をアピールしたコンテンツとすること。
- ウ ユニバーサルデザイン及び障がいのある方のアクセシビリティについて配慮すること。

#### (2) 業務計画書

- ア 乙は、業務開始にあたり、契約締結後すみやかに業務計画書を甲に提出し、甲の承諾を得た後、業務を開始するものとする。

イ 業務計画書には、次の(ア)から(エ)の項目について記載するものとする。

(ア) 業務行程(作業項目、作業期間等を記載したもの)

(イ) 人員体制

(ウ) 甲と乙の連絡体制

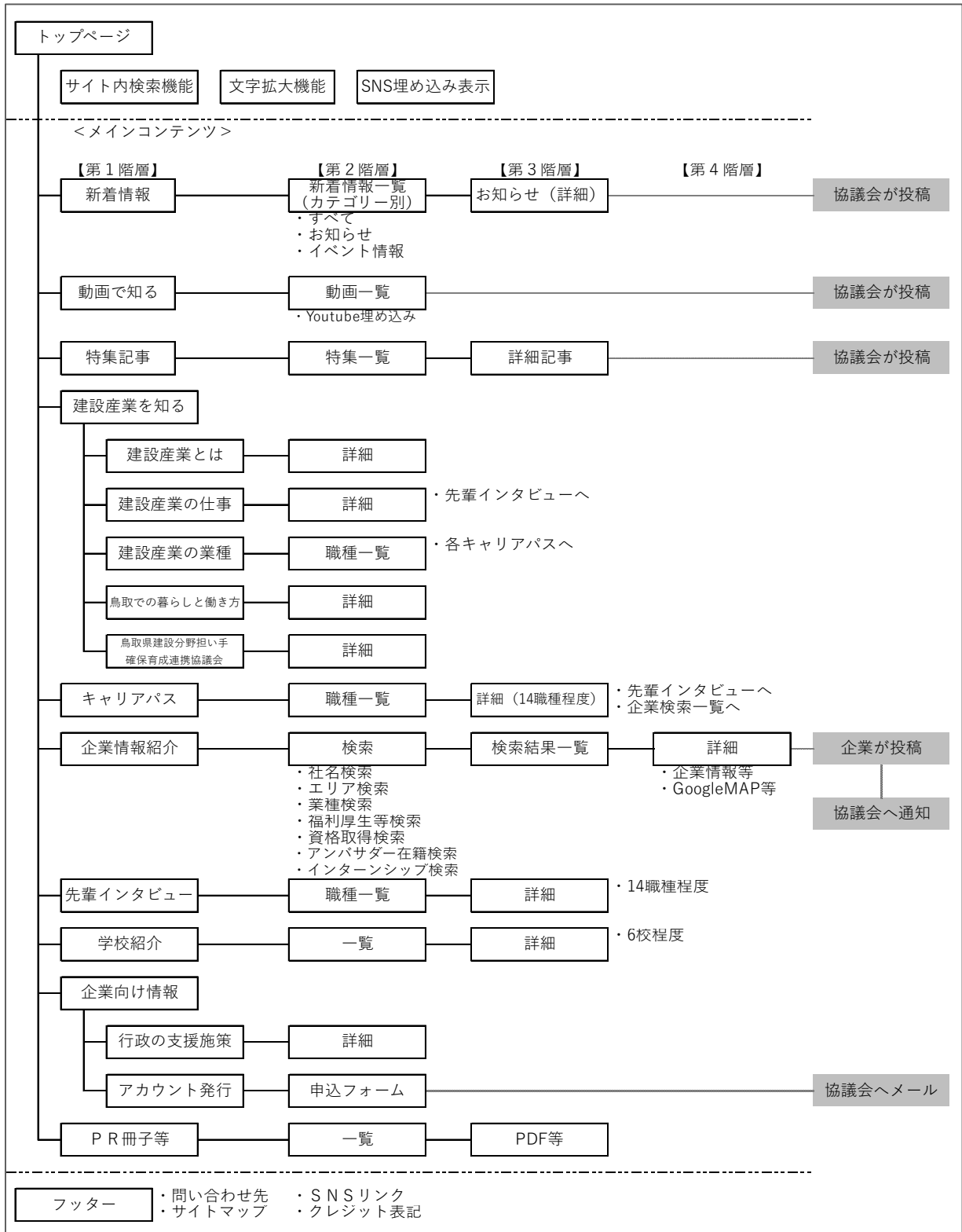
(エ) その他、業務遂行上の必要な項目

ウ 業務行程は、本サイトのデザイン案等に関し、協議会へ意見聴取する期間を考慮すること。

(3) 本サイトの制作

ア ページ構成等

(ア) 本サイトの基本構成は下図を基本とし、項目及び内容の追加または充実について、提案すること。



(イ) 各ページは閲覧者が必要な情報を見やすく、分かりやすく、探しやすいデザインとすること。また、次の基本機能、アカウント機能、権限管理等の機能を設けること。

■ トップページ基本機能

- ・ サイト内検索機能
- ・ グローバルナビゲーション表示機能
- ・ パンくずリスト表示機能
- ・ レスポンシブ対応（スマートフォン・タブレット対応）
- ・ SNS表示機能（Instagram/Facebook/YouTube等の埋め込み、API連携する場合を含む）
- ・ 外部リンク設定機能（別タブ表示含む）
- ・ バナー管理機能（任意配置・リンク設定可能）
- ・ 新着情報一覧表示機能（カテゴリ切替含む）
- ・ カテゴリ別記事表示機能
- ・ サムネイル画像表示機能
- ・ スライダー（カルーセル）表示機能
- ・ 一覧ページへの導線ボタン設置機能
- ・ 固定ページへの導線ブロック表示機能
- ・ フッター固定ナビゲーション表示機能
- ・ コピーライト表示機能
- ・ お問い合わせ・運営情報表示機能

■ 企業アカウント機能

- ・ 企業ごとのログインアカウント発行機能
- ・ ID・パスワード認証機能
- ・ パスワード再設定機能
- ・ アカウント有効/無効切替機能

■ 権限管理機能

- ・ 企業ユーザーは自社情報のみ編集可能とする制御
- ・ 他社情報の閲覧・編集不可制御
- ・ 管理者による全体管理機能

■ 企業編集コンテンツ登録機能

- ・ 企業詳細ページ編集機能
- ・ 画像登録機能
- ・ 公開/非公開切替機能

■ 公開・更新機能

- ・ 下書き保存機能
- ・ 公開機能
- ・ 公開予約機能
- ・ 管理者による更新内容確認機能

■ 通知機能

- ・ 更新時メール自動送信機能
- ・ 更新ページURLの自動記載
- ・ 更新日時の記載
- ・ 更新者（企業名）の表示

■ セキュリティ

- ・ ログイン必須制御
- ・ 不正ログイン防止機能
- ・ 操作ログ保存機能

(ウ) 写真その他のコンテンツ及びその利用に必要な権利は、乙または企業ユーザーにおいて収集、処理することとし、これに係る費用は乙の負担とする。

イ 利用者への配慮

(ア) モバイルファーストを基本とし、PC閲覧時でもイメージや機能性の乖離が出ないようにレスポンシブデザイン対応とすること。

(イ) 特定のブラウザの固有の機能に依存しないよう留意し、下記のブラウザの最新版を用いて本サイトを表示できること。

- a MicrosoftEdge
- b GoogleChrome
- c MozillaFirefox
- d AppleSafari
- e Android 標準ブラウザおよび MobileSafari

上記ブラウザの最新バージョンがリリースされた場合、対応を行うこと。また、それ以前のバージョンであっても、表示を可能とすること。

- (ウ) 利用者が、どのページにアクセスしているのかが分かりやすいように、各ページには統一したデザインのグローバルナビゲーションやパンくずリストなどを表示させること。
- (エ) 利用者がホームページ画面を印刷した際、書式が崩れないように配慮すること。また、印刷に適したレイアウト表示とすること。
- (オ) サイト作成にあたっては、総務省により策定された「みんなの公共サイト運用ガイドライン」の手順に基づき、JISX8341-3:2016（以下、「JIS 規格」という。）の適合レベル AA に準拠すること。
- (カ) 納入前に甲と協議の上、抜粋したページを対象に J I S 規格に基づく試験を実施し、試験の結果、達成基準に不適合となった場合は、速やかに修正するか、代替手段を用意すること。また、試験の結果を甲に報告すること。

#### ウ その他

- (ア) ウェブコンテンツの制作にあたっては、検索サイトからの流入促進を図るため、SEO 対策（サーチエンジン最適化）を施すこと。
- (イ) 他サイトからのリンクに対応するため、当サイトのバナーを制作すること。形式は横書きとし、標準サイズはハーフバナー（234px×60px）を基本として、適宜変更できるものとする。
- (ウ) 業務期間中は必要に応じ、公開後のページについて、軽微な修正（テキスト・画像の修正、ファイルの入れ替え等）を行うこと。

#### (4) 掲載記事の作成と写真撮影

- ア 本サイトに掲載する記事の作成・写真撮影等が必要となる場合は、甲と協議の上、適切な記事作成と写真撮影を実施すること。
- イ 記事の作成・写真撮影を想定するコンテンツは「先輩の声」（インタビュー記事）を想定しており、14 職種程度の実施を予定している。
- ウ 取材・写真撮影日程に関しては、効率よく進めるため、甲及び協議会との協議により事前に日程調整を行い、可能な範囲内で1日に数社まとめた取材を可能とする。
- エ 取材後作成した記事の内容については、必ず甲の確認を要するものとする。

#### (5) ホームページ掲載システム構築

- ア 最新情報などタイムリーな情報提供が必要な項目、個別の企業紹介情報等については、HTML 等のウェブ制作に関する詳しい知識を持たない甲の職員、協議会の構成員及び企業ユーザーの従業員（以下「職員等」という。）であっても、必要なデータを入力することにより簡易にホームページの一部を作成、更新できる編集管理機能（CMS）を設けること。この機能における編集権限は、企業ユーザーごとに付与し個別に特定のページ編集が行える仕様とすること。また、企業ユーザーがページ編集を行ったことを管理者（甲及び協議会）へ通知する機能を加えること。
- イ 企業ユーザーの編集管理は、プレーンテキストの入力を基本とする。画像ファイルは公開フォーマットに適したサイズに自動でリサイズされる機能を有すること。リサイズ後の推奨サイズは、甲との協議により決定すること。
- ウ 新たに掲載を希望する企業からの申込みフォームを設置すること。
- エ データ入力の際に、ファイル（JPEG、GIF、DOC、XLS、PDF、MPEG 形式等）を添付してアップロードできること。また、ページの所定の位置からそれらのファイルが表示、ダウンロードできること。
- オ 作業手順等を記載したマニュアルを作成すること。また、必要に応じ、職員等が行う更新作業のサポートを行うこと。
- カ 運用開始前に、コンテンツ内容を確認するための仮公開環境と仮公開期間を設けること。

#### (6) サーバーの確保及び業務期間中の運用保守

- ア サイト運営に必要なサーバ（容量その他サイト運営に必要なスペックを考慮したものとする）を乙において確保し、必要な初期設定を行うこと。
  - イ 第三者のサーバを利用（レンタル利用）する場合、次の基準を満たすこと。また、自社所有のサーバを利用する場合、これに準ずること。
    - (ア) サーバの利用契約を締結する際、次の項目を遵守すること。
      - a 再委託は禁止とすること（再委託する場合は、事前承認が必要）。
      - b 作業場所を特定すること（個人情報の無断持ち出し禁止）。
      - c 委託業務終了時の情報資産の返還、廃棄等を義務付けること。
      - d 別記2「個人情報取扱業務委託契約特記事項」を遵守すること。
      - e 委託先における実施体制表・工程表、主任担当者選任届・業務従事者一覧表、秘密保持誓約書及び情報セキュリティ対策に関する措置を記載した書面を提出させ、確認すること。
      - f 委託業務に使用した個人情報・機密情報等の取扱方法・処理結果報告を記載した書面を提出させ、確認すること。
    - (イ) セキュリティ対策等利用規約が明確化されていること。
    - (ウ) サーバは国内に設置し、セキュリティ対策の実施状況が確認できること。
    - (エ) 情報セキュリティマネジメントシステムの国際規格の認証を取得している又はそれに準じた第三者機関による認証基準を満たすこと。
    - (オ) 利用している OS、ミドルウェア、アプリケーションについて最新のセキュリティパッチを適用すること。
    - (カ) ホームページやネットワークの脆弱性診断を定期的に受診すること。受診の頻度は、甲の承諾を得て決定すること。
    - (キ) サイトのアクセスログを3年間以上保管すること。
    - (ク) 定期的（最低月1回）なデータバックアップサービスが提供されること。
  - ウ 独自ドメインを取得し、そのドメインでの運用サービスを行うこと。ただし、ドメイン名は甲に帰属するものとする。
  - エ ウェブサーバは、利用者が5秒以内にページを開けるようデータの送信が行えること。
  - オ システムは24時間365日の運用を前提とし、稼働率は月間99.5%以上を目標とすること。
- (7) プレ稼働期間における対応
- ア 障害等に関する受付窓口を設け、連絡体制を書面で甲に提出すること。
  - イ 本システムを構築する機器に障害が発生し、または障害の前兆を検知した場合は、甲に逐次報告（障害等の原因、影響範囲、対応方針、復旧見込み等）の上、速やかに障害に対する復旧作業又は前兆に対する予防作業を実施すること。作業は原則として、土日・祝日・年末年始を除く午前9時から午後5時までの間に実施するものとするが、上記期間中に発生した障害について午後5時までに復旧していない場合は引き続き復旧作業を実施するものとする。なお、ページの改ざん、ページ閲覧不能等、緊急の対応を要する事態が発生した場合は、時間外に発生したものについても迅速に一時対応を行い、予め合意した連絡先へ連絡すること。また、類似障害の再発防止に努めること。
  - ウ 本システムに関するセキュリティ上の脆弱性情報等を入手した場合、又は甲から通知された場合は、速やかに影響を分析し、対応方法とともに甲に報告すること。
  - エ 本システムに関する利用状況や障害等の情報を毎月甲に、原則、電子メールにより報告すること。
  - オ 本番運用開始以降の運用保守は、協議会（事務局は公益財団法人鳥取県建設技術センター）と締結する別途の契約によるものとする。

## 8 情報セキュリティへの対応

本業務の遂行に当たっては、IPA（独立行政法人 情報処理推進機構）「安全なホームページの作り方」<https://www.ipa.go.jp/security/vuln/websecurity.html>を参考にし、全ページにSSL対応（TLS1.2以上）を行うとともに、情報の改ざん、漏えい等、システムへの不正アクセスの防止対策及びコンピューターウイルス等のセキュリティ対策、個人情報の保護等に万全を期し、機密性、完全性、可用性、暗号化通信等、セキュリティに必要な機能を構築すること。また、本サイトに係る人的、物理的、技術的セキュリティリスクに関して、特に留意するリスクと対策の方針、考え方を具体的に提案すること。併せて、情報セキュリティインシデントが発生した際の、被害拡大防止、原因特定等の対応も提案すること。

## 9 一般事項

### (1) 権利義務の譲渡等の禁止

乙は、本業務に係る契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保の目的に供することができない。ただし、あらかじめ甲の承認を得た場合は、この限りでない。

### (2) 資料提供

ア 乙から甲に対し、本業務遂行に必要な資料等の提供の要請があった場合、甲と乙が協議の上、甲は乙に対し、無償でこれらの提供を行う。

イ 乙は、甲から提供された本業務に関する資料等を善良なる管理者の注意をもって管理し、保管し、かつ、本業務以外の用途に使用し、または第三者に提供してはならない。

ウ 乙は、本業務に係る契約が満了し、若しくは解除されたとき、又は資料等が本業務遂行上不要となった場合、遅滞なく資料等を甲に返還し、又は甲の指示に従った処置を行う。

エ 甲及び乙は、アからウにおける資料等の提供、返還その他処置等について、書面をもってこれを行う。

### (3) 守秘事項等

ア 乙は、本業務における成果物（中間成果物を含む。）を、当該業務においてのみ使用することとし、これらを蓄積し、又は他の目的に使用してはならない。

イ 乙は、本業務の履行に当たって知り得た秘密を漏らしてはならない。

ウ 乙は、本業務に従事する者並びに本条（16）の規定により委託業務を再委託する場合の再委託先及びそれらの使用人に対して、ア及びイの規定を遵守させなければならない。

エ 甲は、乙がアからウまでの規定に違反し、甲又は第三者に損害を与えた場合は、乙に対し、契約の解除又は損害賠償の請求をすることができる。

オ アからエまでの規定は、契約期間の満了後又は契約解除後も同様とする。

### (4) 目的外使用等の禁止

乙は、本業務に必要な情報等について、この契約以外の目的で使用し、又は第三者に提供してはならない。

### (5) 特許権等の使用

乙は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている材料、履行方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、甲がその材料、履行方法等を指定した場合において、仕様書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、乙がその存在を知らなかったときは、甲は、乙がその使用に関して要した費用を負担する。

### (6) 本業務の調査等

甲は、必要があると認めるときは、乙の本業務の履行状況について調査し、甲の職員を立ち合わせ、乙に報告を求めることができる。乙は、これに従わなければならない。

### (7) 損害賠償

乙は、その責めに帰する理由により本業務の実施に関し甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

### (8) 完了報告及び検査

ア 乙は、本業務を完了したときは、業務完了の日から10日以内に業務完了報告書を甲に提出しなければならない。

イ 甲は、アの業務完了報告書を受領した日から10日以内に納入物が本仕様書に適合していることを確認するための検査をしなければならない。

ウ 甲は、イの規定に基づき検査を行った結果、合格と認めるときは、その旨を乙に通知しなければならない。

エ 乙は、イの検査に合格しないときは、甲の指示に従って遅滞なくこれを修補し、甲の検査を受けなければならない。

オ イ及びウの規定は、エの場合において準用する。

### (9) 契約金額の支払

ア 乙は、（8）ウの通知を受領した後、甲に契約金額を請求する。

イ 甲は、（8）イ（（8）オにおいて準用する場合を含む。）の検査を行った結果、委託業務を合格と認めたときは、その日から30日以内に委託料を乙に支払う。

ウ 甲が正当な理由なくイに規定する支払期間内に支払を完了しないときは、乙は、遅延日数に応

じ未払金額に対し政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率で計算した遅延利息を甲に請求することができる。

(10) 追完請求権

- ア 甲は、納入物の引渡し後、当該納入物が仕様書又は双方協議の内容に適合しないものであるときは、乙に対して相当な期間を定めて甲の指示した方法により無償で補修、代替物の引渡し又は不足物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。
- イ アの規定により、その期間内に履行の追完がないときは、甲は乙に対して代金の減額を請求することができる。
- ウ ア及びイの規定は、甲が乙に対して行う損害賠償の請求及び契約の解除を妨げるものではない。

(11) 任意解除

- ア 甲は、(12) 又は (13) の規定によるほか、必要があるときは、契約を解除することができる。
- イ 甲は、アの規定により契約を解除する場合において、乙に損害を及ぼしたときは、乙はその損害の賠償を請求することができる。なお、その賠償額は、甲及び乙で協議して定める。

(12) 催告による解除

- ア 甲は、乙が次の（ア）から（エ）までのいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。
  - （ア） 正当な理由なく、始期を過ぎても委託業務に着手しないとき。
  - （イ） 委託業務を遂行する見込みがないとき又は委託業務を委託期間内に履行する見込みがないと認められるとき。
  - （ウ） 正当な理由なく、(10) アの規定による履行の追完がなされないとき。
  - （エ） （ア）から（ウ）までに掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。
- イ 乙は、アの規定によりこの契約を解除された場合、違約金として契約金額の額の10分の1に相当する金額を甲に支払わなければならない。ただし、この契約及び取引上の社会通念に照らして乙の責めに帰することができない事由による場合は、この限りでない。

(13) 催告によらない解除

- ア 甲は、乙が次の（ア）から（キ）のいずれかに該当するときは、直ちに契約を解除することができる。
  - （ア） 履行不能が明らかであるとき。
  - （イ） 履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
  - （ウ） 一部の履行が不能である場合又は一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
  - （エ） （ア）から（ウ）に掲げる場合のほか、乙がその債務の履行をせず、甲が(13) アの催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
  - （オ） 乙又はその代理人若しくは使用人が契約に関して、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条に違反する行為又は刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは同法第198条に規定する行為をしたと認められるとき。
  - （カ） 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
  - （キ） 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。
    - a 暴力団員を役員等（乙が法人の場合にあってはその役員及び経営に事実上参加している者を、乙が任意の団体にあってはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含む。以下同じ。）とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。
    - b 暴力団員を雇用すること。
    - c 暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。
    - d いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他

財産上の利益を与えること。

e 暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。

f 役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。

g 暴力団若しくは暴力団員であること又は a から f までに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他業務を下請等させること。

イ 乙は、アの規定により契約を解除された場合、違約金として契約金額の10分の1に相当する金額を甲に支払わなければならない。ただし、契約及び取引上の社会通念に照らして乙の責めに帰することができない事由による場合は、この限りでない。

(14) 解除の制限

(12) ア (ア) から (エ) 及び (13) ア (ア) から (エ) までの規定に定める場合が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは、甲は、(12) 及び (13) の規定による契約の解除をすることができない。

(15) 賠償の予定

乙が (13) ア (オ) に該当する行為をしたと甲が認めたときは、甲が契約を解除するか否かを問わず、乙は、賠償金として契約金額の10分の2に相当する金額を甲に支払わなければならない。

(16) 再委託の禁止

ア 乙は、甲の承認を受けずに、再委託をしてはならない。

イ 甲は、次のいずれかに該当する場合は、アの承認をしない。ただし、特段の理由がある場合はこの限りでない。

(ア) 再委託の契約金額が本業務の契約金額の50パーセントを超える場合

(イ) 再委託する業務に本業務の中核となる部分が含まれている場合

ウ 甲の承認により乙が第三者に再委託を行う場合は、乙は再委託先に本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して責任を負担させなければならない。

(17) 作業場所の特定

乙は、本業務の履行に当たり、作業場所（住所、事業所名等）を特定するものとし、乙は、甲に無断で当該作業場所以外での作業を行ってはならない。

(18) 違約金

甲は、乙が3に規定する業務期間内に本業務を完了できなかったときは、委託料の額から既完了部分（乙が既に本業務を完了した部分のうち、甲が引渡しを受ける必要があると認めたものをいう。）に対する相当額を控除した額に対し、遅延日数に応じ、鳥取県会計規則第120条の規定により計算した額を、違約金として乙に請求することができる。

(19) 専属的合意管轄裁判所

本業務に係る訴訟の提起又は調停（甲と乙との協議の上選任される調停人が行うものを除く。）の申立てについては、鳥取市を管轄する裁判所をもって専属的合意管轄裁判所とする。ただし、特許権、実用新案権、回路配置利用権又はプログラムの著作物についての著作権者の権利に関する訴えについては、民事訴訟法（平成8年法律第109号）第6条に定めるとおりとする。

(20) 個人情報の保護

ア 乙は、本業務を遂行するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報・死者情報の取扱いに係る特記事項」（以下「特記事項」という。）を遵守しなければならない。

イ 乙は、甲の承認を受けて第三者に再委託する場合は、当該受託者に対して、特記事項を遵守させなければならない。

(21) 仕様書遵守に要する経費

本仕様書を遵守するために要する経費は、全て乙の負担とする。

(22) その他

ア 契約書の作成に当たり、仕様書中の契約条項を契約書に記載した場合は、当該契約条項を本仕様書から削除する場合がある。

イ 仕様書中の契約条項を契約書に記載する場合において、契約書の様式に合わせるため、当該契約条項の趣旨を変えない範囲で用語を変更するときがある。

ウ 仕様書に定めのない事項又は仕様書について疑義の生じた事項については、甲と乙とが協議して定める。

## 別記

### 個人情報・死者情報の取扱いに係る特記事項

#### (基本的事項)

第1条 乙は、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）を適正に取り扱わなければならない。

#### (秘密の保持)

第2条 乙は、業務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。

2 乙は、業務に従事している者又は従事していた者（以下「従事者」という。）が、当該業務に関して知り得た個人情報を他に漏らさないようにしなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

#### (目的外保有・利用の禁止)

第3条 乙は、業務の目的以外の目的のために、業務に関して知り得た個人情報を保有し、又は利用してはならない。

#### (第三者への提供の禁止)

第4条 乙は、業務に関して知り得た個人情報を第三者に提供してはならない。ただし、あらかじめ甲が書面又は電磁的記録で承諾した場合には、この限りでない。

#### (再委託等の禁止)

第5条 乙は、業務を第三者（乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）を含む。）に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲が書面又は電磁的記録で承諾した場合には、この限りでない。

2 前項ただし書の場合には、乙は、この契約により乙が負う個人情報の取扱いに関する義務を前項の第三者（以下「再委託先」という。）にも遵守させなければならない。

3 前項の場合において、乙は、再委託先における個人情報の取扱いを管理し、監督しなければならない。

#### (個人情報の引渡し)

第6条 業務に関する甲乙間の個人情報の引渡しは、甲が指定する方法、日時及び場所で行うものとする。

2 乙は、業務を行うために甲から個人情報の引渡しを受けるときは、甲に対し当該個人情報を預かる旨の書面又は電磁的記録を交付しなければならない。

#### (複製・複写の禁止)

第7条 乙は、業務において利用する個人情報（業務を行うために甲から引き渡され、又は乙が自ら収集した個人情報をいう。以下同じ。）を複写し、又は複製してはならない。ただし、あらかじめ甲が書面又は電磁的記録で承諾した場合には、この限りでない。

#### (安全管理措置)

第8条 乙は、業務において利用する個人情報を取り扱うに当たり、甲と同等の水準をもって、当該個人情報の漏えい、滅失、毀損又は不正な利用（以下「漏えい等」という。）の防止その他の当該個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

#### (研修実施時における報告)

第8条の2 乙は、その従事者に対し、個人情報を取り扱う場合に当該従事者が遵守すべき事項、個人情報の保護に関する法令等に基づく罰則の内容及び個人情報の漏えい等が生じた際に負う民事上の責任についての研修を実施し、甲が指定する方法で報告しなければならない。

2 第5条第1項ただし書により再委託先がある場合には、乙は、再委託先に対し、前項の研修を実施させ、同項の報告を受けなければならない。

3 前項の場合において、乙は、再委託先から受けた報告について甲に報告しなければならない。

#### (事故発生時における報告)

第9条 乙は、業務において利用する個人情報の漏えい等の事故が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、当該事故の発生に係る乙の責めに帰すべき事由の有無にかかわらず、直ちに甲に対し報告し、その指示に従わなければならない。

2 甲は、業務において利用する個人情報の漏えい等の事故が発生した場合には、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

(個人情報の返還等)

第10条 乙は、この契約又は業務の終了時に、業務において利用する個人情報を、直ちに甲に対し返還し、又は引き渡すものとする。

2 前項の規定にかかわらず、この契約又は業務の終了時に、甲が別に指示したときは、乙は、業務において利用する個人情報を廃棄(消去を含む。以下同じ。)するものとする。この場合において、乙は、個人情報の廃棄に際し甲から立会いを求められたときは、これに応じなければならない。

3 乙は、業務において利用する個人情報を廃棄する場合には、当該個人情報が記録された電磁的記録媒体の物理的な破壊その他当該個人情報の判読及び復元を不可能とするために必要な措置を講じなければならない。

4 乙は、業務において利用する個人情報を廃棄したときは、廃棄した日時、担当者、方法等を記録するとともに、甲の求めに応じて、当該記録の内容を甲に対し報告しなければならない。

(定期的報告)

第11条 乙は、甲が定める期間ごとに、この特記事項の遵守状況について甲が指定する方法で報告しなければならない。

2 第5条第1項ただし書により再委託先がある場合には、乙は、再委託先から、前項の報告を受けなければならない。

3 前項の場合において、乙は、再委託先から受けた報告について甲に報告しなければならない。

(監査)

第12条 甲は、業務において利用する個人情報の取扱いについて、この特記事項の遵守状況を検証し、又は確認するため、乙(再委託先があるときは、再委託先を含む。以下この条において同じ。)に対して、実地における検査その他の監査を行うことができる。

2 甲は、前項の目的を達するため、乙に対して、必要な情報を求め、又は業務に関し必要な指示をすることができる。

(損害賠償)

第13条 乙の責めに帰すべき事由により、乙が個人情報の保護に関する法律、鳥取県個人情報保護条例(令和4年鳥取県条例第29号)又はこの特記事項の規定の内容に違反し、又は怠ったことにより、甲に対する損害を発生させた場合は、乙は、甲に対して、その損害を賠償しなければならない。

2 乙又は乙の従事者(再委託先及び再委託先の従事者を含む。)の責めに帰すべき事由により、業務において利用する個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、乙は、これにより第三者に生じた損害を賠償しなければならない。

3 前項の場合において、甲が乙に代わって第三者の損害を賠償したときは、乙は遅滞なく甲の求償に応じなければならない。

(契約解除)

第14条 甲は、乙が個人情報の保護に関する法律、鳥取県個人情報保護条例又はこの特記事項の規定の内容に違反していると認めたときは、この契約の全部又は一部を解除することができるものとする。

(死者情報の取扱い)

第15条 乙が業務を行うために死者情報(鳥取県個人情報保護条例第2条第1項第6号に規定する死者情報をいう。以下同じ。)を利用する場合における当該死者情報の取扱いについても、第2条から前条までと同様とする。

(注1) 甲は鳥取県、乙は受託者をいう。